

7 過重労働に対する配慮は適切に行われているか

(1) 過重労働予防健康診断は適正に受診されているのか、結果はどうか

(平成22年度/単位:人・%)

月	各月受診対象者					受診結果					受診率	所属長への指導 (所属長の人数)		
				(当月該当者 除く)	計	所見 無	所見 無 該当 率 (%)	所見 有	所見 有 該当 率 (%)	計		欠席		3回連続の 発生
												事前 報告	事後 報告	
4	14	32	1	0	47	10	22.7	34	77.3	44	93.6	1	2	1 (1)
5	36	31	1	3	71	12	18.8	52	81.2	64	90.1	1	6	3 (9)
6	27	9	0	7	43	9	21.4	33	78.6	42	97.7	0	1	6 (11)
7	19	10	1	1	31	5	19.2	21	80.8	26	83.9	2	3	4 (10)
11	4	6	0	0	10	1	11.1	8	88.9	9	90.0	0	1	0
12	11	2	1	0	14	2	14.3	12	85.7	14	100	0	0	0
1	3	11	0	1	15	2	14.3	12	85.7	14	93.3	1	0	0
2	3	10	0	0	13	1	9.1	10	90.9	11	84.6	2	0	3 (2)
3	17	8	0	0	25	4	17.4	19	82.6	23	92.0	2	0	2 (9)
合計	134	119	4	12	269	46	18.6	201	81.4	247	91.8	9	13	19 (42)

(備考)平成22年度久留米市職員労働安全衛生事業報告書(平成23年7月人事厚生課)から

受診対象者の区分

- 「 前1か月に90時間以上の「時間外勤務」を行った者
 前2か月で平均月70時間以上の「時間外勤務」を行った者
 前1か月に45時間以上の「時間外勤務」を行った者(希望する者のみ)
 前回 または に該当した者で、未受診の者 」

平成22年度の過重労働予防健康診断の受診状況及び結果は表のとおりである。

これらを月別に見ると、対象者は、当然ながら超過勤務時間数の月別データなどと同様に4月から7月まで、及び、3月に集中している。10月も超過勤務は多いが、8月から10月にかけては、全職員を対象とする総合健診があるため、過重労働予防健康診断は実施されていない。

この健診における「所見有り」の平均該当率は総受診者の81.4%であるが、欠席者が受診していれば、この比率はもっと高くなっていた可能性がある。一方、全職員を対象とする総合健診における「所見有り」の該当率は、同年度で87.3%あり、比率だけ見れば、実はこちらの方が高い。

ただし、同年度で過重労働予防健康診断の対象となるほどの超過勤務を行うことができる

のは、体力的、精神的、生活的に余力のある職員に限られていると見るべきであり、もろもろの事情を抱えた全ての職員が対象となる総合健診の所見有り該当率の方が高くなるのは、むしろ当然の結果と見るべきであろう。

しかしながら、それだけの医学的所見を有する職員が、“過重労働”を行っているということの事実をここでは重視すべきであるものとする。また、所属長に対する指導も行われているようであるが、連絡の有り無しに関わらず、1割ほどの未受診者が生じている原因をもっと検証する必要があるのではないかとと思われる。

超過勤務が直接の原因となった医学的所見ではないものも多数あると思われるが、“過重な”労働が、それらにより効果を及ぼすものとは考えられない。

(2) 過重労働予防健康診断対象者のいる課では適切に受診が行われているか

(平成22年度/単位:人・%)

課室等名	所属長 在職年数	年度中 延べ 対象者	年度中 延べ 受診者	年度中 延べ 欠席者	事前	事後	欠席 率 (%)
					報告分	報告分	
選挙管理委員会事務局	4	1	0	1	1	0	100
北野総合支所地域振興課	1	8	3	5	4	1	62.5
観光振興課(観光・国際課)	2	6	3	3	0	3	50.0
能力開発室(人材育成課)	1	2	1	1	0	1	50.0
農政部総務	2	2	1	1	1	0	50.0
児童保育課	1	4	3	1	0	1	25.0
出納室	1	5	4	1	0	1	20.0
学校教育課	1	14	12	2	0	2	14.3
新幹線久留米駅周辺整備推進室	4	24	22	2	1	1	8.3
情報政策課	5	14	13	1	0	1	7.1
財政課	4	56	53	3	2	1	5.4
市民税課	1	35	34	1	0	1	2.9
みどりの里づくり推進課	2	4	4	0	0	0	0
家庭子ども相談課	2	1	1	0	0	0	0
介護保険課	2	9	9	0	0	0	0
学校保健課	1	2	2	0	0	0	0
監査委員事務局	2	1	1	0	0	0	0
企画調整課(総合政策課)	3	2	2	0	0	0	0
企業誘致推進課	3	1	1	0	0	0	0
議会事務局総務課	4	3	3	0	0	0	0
教育部総務	1	2	2	0	0	0	0
契約課	5	5	5	0	0	0	0
健康福祉部総務	2	8	8	0	0	0	0
健康保険課	3	3	3	0	0	0	0
市民活動振興室(協働推進課)	1	1	1	0	0	0	0
市民文化振興課(文化振興課)	1	2	2	0	0	0	0
障害者福祉課	2	1	1	0	0	0	0
新幹線活用事業推進室	2	9	9	0	0	0	0
人事厚生課	1	22	22	0	0	0	0
生産流通課	2	9	9	0	0	0	0
総務部総務課	1	9	9	0	0	0	0
中央学校給食共同調理場	1	1	1	0	0	0	0
道路課(生活道路課)	1	1	1	0	0	0	0
農政課	2	1	1	0	0	0	0
保護課(生活支援第1課・第2課)	1	1	1	0	0	0	0
合計(延べ数)		269	247	22	9	13	8.2

平成22年度の過重労働予防健康診断における課別の受診状況は、表のとおりである。欠席率が高い(50%以上)課には、注意を促したい。

これらの課には、所属長に対して行った調査回答の集計結果において、平成23年度にも過重労働予防健康診断の受診対象者がいると回答しているものがある。そのため、過重労働予防健康診断を受診するよう強く働きかける必要があると思われるが、同時に、調査の回答において「超過勤務の増加が職員の健康に影響を与えていない。」又は「分からない」と回答していることにも注意を払うべきであろう。過重労働予防健康診断の必要性が十分認識されているか、されていても受診を阻むなんらかの事情があるのか、または、対象者に必要性をきちんと伝えられているかなど、懸念も残る。なお、欠席の報告が、全て事後になされている課も見られる。

その他にも、平成22年度に対象者があり、23年度も「過重労働予防健康診断の受診対象者がいる」と回答していながら、「超過勤務の増加が職員の健康に影響を与えていない。」という課や、又は「分からない」と回答している課もある。事実かもしれないが、せめて受診のための努力は、極力行われるべきである。また、欠席率は高くないものの、財政課、人事厚生課、市民税課などは、対象者となる人数そのものが多い。

あらためて述べれば、受診率を高めることも現状への対処としては重要であると考えが、より根本的には、受診対象者を減少させること、つまりは過重労働を排除することが、本質的問題であろう。

(3) 過重労働の職員への影響や健康診断はどう認識されているのか

(平成23年度 / 単位：人)

過重労働予防健康診断を受けさせたか	超過勤務増加による職員への影響		どのような影響があるか			影響がないと考える理由			回答小計
			体調面に影響がある	メンタル面に影響がある	ワーク・ライフ・バランスや家庭生活に影響がある	超過勤務が多くない	面談など実施して管理している	特に問題はない	
対象者なし (116)	ある	37	23	26	5	-	-	-	54
	ない	17	-	-	-	12	5	0	17
	分からない	58	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	4	-	-	-	-	-	-	-
受けさせた (36)	ある	24	16	12	2	-	-	-	30
	ない	5	-	-	-	0	4	1	5
	分からない	7	-	-	-	-	-	-	-
受けさせていない (1)	ない	1	-	-	-	0	1	0	1
合計		153	39	38	7	12	10	1	107

(備考) 職員への影響が有りの場合のその内容、又はなしの場合のその理由については、複数回答可

所属長に対して行った調査において、過重労働予防健康診断に関する質問への回答の集計結果は、表のとおりである。

過重労働予防健康診断を受けさせたかという設問では、ほとんどの所属長が、対象者がいる場合は健診を受けさせていると回答している。「受けさせていない」と回答した1課では、理由を「本人の都合がつかなかった」からとしている。

また、受診対象者がいる課の所属長37人の中では、超過勤務時間の増加が職員の健康に影響を与えているとは「思わない」と回答した所属長が6人あり、また、「分からない」と回答した所属長も7人いた。

受診対象者の有り無しによらず、超過勤務の増加による職員への何らかの影響が「ない」という回答が23課、「分からない」という回答が65課もあったということについては、調査対象の全課の数153に対して、いささか多すぎるように思われる。過重労働ということに対する認識の浸透が疑われかねないような数字である。

(4) 「時間外勤務代休時間」等については適切に申し出られているのか

(部局等の名称及び所属する課は平成22年度当時のものによる/単位:人・%)

超過勤務実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
月60時間を超える超過勤務職員	101	46	64	31	6	18	42	36	20	28	42	76	510
健康福祉部	16	8	9	9	2	2	8	8	2	4	5	12	85
企画財政部	13	10	7	2				13	12	12	6	1	76
総務部	12	3	7	2	3	5	11	2	1	1	4	22	73
市民部	11	3	1	2		2	4	2		2	9	23	59
都市建設部	13	5	7	4		2	1	2		1	6	1	42
教育部	11	4	6	2		1	8				1	5	38
文化観光部	6	1	2		1	2	6	4	3	1	1	2	29
農政部	1	4	13	1							3	1	23
北野総合支所	1		2	1		3	1	2	2	3	4		19
子育て支援部	6	4	1	2			1			1		3	18
商工労働部	3	2	2	3			1	3				1	15
契約監理室	1	2	1				1			2	3	2	12
選挙管理委員会事務局			3									3	6
出納室	4												4
上下水道部			2							1			3
監査委員事務局	1		1	1									3
環境部	1												1
田主丸総合支所				1									1
城島総合支所						1							1
三瀬総合支所				1									1
議会事務局	1												1
秘書室													0
農業委員会事務局													0
時間外代休時間取得可能者(A)	44	17	29	4	0	2	6	15	13	13	19	37	199
時間外代休時間取得者(B)	11	3	1	3	0	0	0	0	2	10	1	0	31
取得率(B/A)(%)	25.0	17.6	3.4	75.0	-	0	0	0	15.4	76.9	5.3	0	15.6

平成22年4月の改正労働基準法の趣旨に沿うよう、本市の規定では、月に60時間を超える時間外勤務を行った場合には、本人からの申出に基づき、その超える時間数について、割増率が引き上げられた時間外勤務手当の受給、又は、時間外勤務代休時間のいずれかを選択できるものとしている。

この制度による平成22年度の時間外勤務代休時間等の申出状況は、表のとおりである。なお、この制度の対象者には、正規職員のみではなく、嘱託職員及び任期付非常勤職員等も含まれている。

代休時間等を選択して取得することが可能であった者に対する実際の取得者の割合（取得率）については、70%を超えている月もありはするものの、年平均を見れば15.6%となっている。多くの超過勤務により相当疲労しているはずであろうが、代休を取得していない職員のほうが実際にはかなり多い。その理由についても、検証が必要であるのかもしれない。

60時間を超える超過勤務が多く発生しているのは、この年度では、4月、6月、3月である。このうち、6月は農政部における口蹄疫に関する業務の増加などが影響していると考えられる。

年間を通して最も多いのは健康福祉部であり、新型インフルエンザに対する業務の増加なども影響したものと推定される。企画財政部は8月から10月までの間だけは見られず、総務部は主に3月に集中しているなど、部局の事情（業務）による現れ方の特徴がうかがわれる。